

(有添付物)  
国海查第493号  
平成26年3月27日

各地方運輸局海上安全環境部長  
北陸信越運輸局海事部長  
神戸運輸監理部海上安全環境部長  
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

海事局 検査測度課長

船舶検査の方法の一部改正について（通知）

標記について、別紙のとおり船舶検査の方法（海検第40号（平成9年6月16日））の一部を改正し、平成26年4月1日より施行（船舶検査の方法S編検査の特例2.8 ドック入れ等の特例に係る改正については平成26年7月1日から施行）することとしたので、業務上遺漏無きよう取り計らわれたい。

また、管内各運輸支局長及び海事事務所長にこの旨を周知されたい。

○船舶検査の方法

(新)		(旧)	
S 編 検査の特例	S 編 検査の特例	S 編 検査の特例	S 編 検査の特例
第 2 章 検査の特例			
2.8 ドック入れ等の特例	2.8 ドック入れ等の特例	2.8 ドック入れ等の特例	2.8 ドック入れ等の特例
2.8.1 <u>国際航海以外の船舶（旅客船を除く。）における第 1 種中間定期的検査（第 3 種中間検査を除く。）において、検査ウインド（検査証書の有効期間の起算日から 21 月を経過する日から 39 月を経過するまでの間）内であればドック入る場合、分離する項目については事前に計画書等により確認すること。</u>	<u>国際航海以外の船舶（旅客船を除く。）においては、第 1 種中間定期的検査（第 3 種中間検査を除く。）において、検査ウインド（検査証書の有効期間の起算日から 21 月を経過する日から 39 月を経過するまでの間）内であればドック入る場合、分離する項目については事前に計画書等により確認すること。</u>	<u>ただし、分離できるのは、ドック入れ又は上架を行う時に検査するのが都合のよいもの、例えば、船底検査、機関解放、プロペラ軸抽出、かじ、船底弁などで、分離した場合は、検査ウンド内に臨時検査を指定すること。</u>	<u>ただし、分離できるのは、ドック入れ又は上架を行う時に検査するのが都合のよいもの、例えば、船底検査、機関解放、プロペラ軸抽出、かじ、船底弁などで、分離した場合は、検査ウンド内に臨時検査を指定すること。</u>
<u>なお、分離して検査を行った場合は、その執行内容の記録に注意を払うこと。</u>	<u>また、定期検査において、船舶所有者から前記の分離できる項目について検査時期の延期申請があり、廃船等の事由によりやむを得ないと認められ、かつ、効力試験等により現状が良好と認められ、検査結果申請があり、廃船等の事由によりやむを得ないと認められ、かつ、効力試験等により現状が良好と認められ、検査終了日から 6 カ月を超えない時期に管海官庁が検査を指定した場合は、当該事項に係る検査を省略することができます。</u>	<u>また、定期検査において、船舶所有者から前記の分離できる項目について検査時期の延期申請があり、廃船等の事由によりやむを得ないと認められ、かつ、効力試験等により現状が良好と認められ、検査結果申請があり、廃船等の事由によりやむを得ないと認められ、かつ、効力試験等により現状が良好と認められ、検査終了日から 6 カ月を超えない時期に管海官庁が検査を指定した場合は、当該事項に係る検査を省略することができます。</u>	<u>また、定期検査において、船舶所有者から前記の分離できる項目について検査時期の延期申請があり、廃船等の事由によりやむを得ないと認められ、かつ、効力試験等により現状が良好と認められ、検査結果申請があり、廃船等の事由によりやむを得ないと認められ、かつ、効力試験等により現状が良好と認められ、検査終了日から 6 カ月を超えない時期に管海官庁が検査を指定した場合は、当該事項に係る検査を省略することができます。</u>
2.8.2～4 (略)	2.8.2～4 (略)	2.8.2～4 (略)	2.8.2～4 (略)

<p>2.15 水中検査</p> <p>2.15.1 非旅客船の水中検査 (略)</p> <p>2.15.2 旅客船の水中検査 建造後 15 年未満の旅客船の特1中以外の第1種中間検査に付いては、上架又はドック入れによる検査に代えて水中カメラ等を利用した水中検査を認めて差し支えない。この場合の検査の準備等は次によらない。 また、特1中ににおける水中検査を認める場合にあつては、IMO MSC.1/Circ.1348 に定める検査の準備等にも従うこと。 なお、船齢 15 年以上の旅客船において、上架又はドック入れによる検査に代えて水中カメラ等を利用した水中検査を認める場合にあつては、資料を添えて検査測度課長に伺い出ること。</p>	<p>2.15 水中検査</p> <p>2.15.1 非旅客船の水中検査 (略)</p> <p>2.15.2 旅客船の水中検査 建造後 15 年未満の旅客船の特1中以外の第1種中間検査に付いては、上架又はドック入れによる検査に代えて水中カメラ等を利用した水中検査を認めて差し支えない。この場合の検査の準備等は次によらない。 また、特1中ににおける水中検査を認める場合にあつては、IMO MSC.1/Circ.1348 に定める検査の準備等にも従うこと。 なお、船齢 15 年以上の旅客船において、上架又はドック入れによる検査に代えて水中カメラ等を利用した水中検査を認める場合にあつては、資料を添えて検査測度課長に伺い出ること。</p> <p>2.15.3 水中検査事業者 (略)</p>
---	---

附屬書 A 一般的事項に関する附屬書		附屬書 A 一般的事項に関する附屬書
4. 確率論による損傷時の復原性の検査の方法 区画規程に基づく確率論による損傷時の復原性に関する基準への適合性を確認するための検査の方法を定める。	4. 確率論による損傷時の復原性の検査の方法 区画規程に基づく確率論による損傷時の復原性に関する基準への適合性を確認するための検査の方法を定める。	
4.1 定義 (略)	4.1 定義 (略)	
4.2 検査体制 検査体制については、資格者の配置の有無を勘案し、次のとおりとする。 <u>なお、これにより難い場合であって、海事局検査測度課船検査官が承認した場合はこの限りでない。この場合、4.2.1 及び 4.2.2 はそれぞれ 4.2.1-3 及び 4.2.2-3 に準じる。</u>	4.2 検査体制 検査体制については、資格者の配置の有無を勘案し、次のとおりとする。 <u>なお、これにより難い場合であって、海事局検査測度課船検査官が承認した場合はこの限りでない。この場合、4.2.1 及び 4.2.2 はそれぞれ 4.2.1-3 及び 4.2.2-3 に準じる。</u>	
4.2.1 本局に船舶検査申請があつた場合 -1 本局内に資格者が配置されている場合 (略) -2 本局内に資格者が配置されていない場合であつて、管内には配置されている場合 (1) 首席海事技術専門官(船舶検査官)は、申請があつた造船所の場所等を勘案した上で担当資格者を選定し、担当資格者が配置される支局等の首席海事技術専門官(船舶検査官)あて、担当資格者指名書(別紙様式 2)を送付する。 <u>なお、管内の担当資格者を選定できない特別な事由がある場合は、4.2.1-3 に準じる。</u> (2) (略) -3 管内に資格者が配置されていない場合 (1)～(3) (略) (4) 海事局検査測度課船検査官は、プログラム検査結果報告書を基に、プログラム検査依頼先に元あて、プログラム検査結果通知書(別紙様式 4)を送付する。	4.2.1 本局に船舶検査申請があつた場合 -1 本局内に資格者が配置されている場合 (略) -2 本局内に資格者が配置されていない場合であつて、管内には配置されている場合 (1) 首席海事技術専門官(船舶検査官)は、申請があつた造船所の場所等を勘案した上で担当資格者を選定し、担当資格者が配置されない支局等の首席海事技術専門官(船舶検査官)あて、担当資格者指名書(別紙様式 2)を送付する。 <u>なお、管内の担当資格者を選定できない特別な事由がある場合は、4.2.1-3 に準じる。</u> (2) (略) -3 管内に資格者が配置されていない場合 (1)～(3) (略) (4) 海事局検査測度課船検査官は、プログラム検査結果報告書を基に、プログラム検査依頼先に元あて、プログラム検査結果通知書(別紙様式 4)を送付する。	
4.2.2 支局等に船舶検査申請があつた場合 -1 資格者が配置されている場合	4.2.2 支局等に船舶検査申請があつた場合 -1 資格者が配置されている場合	

<p>(略)</p> <p>-2 支局等内に資格者が配置されていない場合であって、管内には配置されている場合</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 本局首席海事技術専門官(船舶検査官)は、プログラム検査結果報告書を基に、プログラム検査依頼先あて、プログラム検査結果通知書(別紙様式4)を送付する。</p> <p>-3 支局等内及び管内に資格者が配置されていない場合</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 海事局検査測度課船舶検査官は、プログラム検査結果報告書を基に、<u>本局を経由し</u>、プログラム検査依頼先元あて、プログラム検査結果通知書(別紙様式4)を送付する。</p> <p>4.3 損傷時の復原性の検査</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>-2 支局等内に資格者が配置されていない場合であって、管内には配置されている場合</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 本局首席海事技術専門官(船舶検査官)は、プログラム検査結果報告書を基に、プログラム検査依頼先あて、プログラム検査結果通知書(別紙様式4)を送付する。</p> <p>-3 支局等内及び管内に資格者が配置されていない場合</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 海事局検査測度課船舶検査官は、プログラム検査結果報告書を基に、プログラム検査依頼先あて、プログラム検査結果通知書(別紙様式4)を送付する。</p> <p>4.3 損傷時の復原性の検査</p> <p>(略)</p>
<p>(別紙様式1) (略)</p> <p>(別紙様式2)</p>	<p>担当資格者指名書 (指名先) (指名元)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>担当資格者指名書 (指名先) (指名元)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>担当資格者指名書 (指名先) (指名元)</p> <p>平成 年 月 日</p>

船舶区画規程に基づく「確率論による損傷時復原性」について、別添の依頼に基づき、下記の通り資格者を指名するので、プログラム検査を実施されたい。

記  
〇〇運輸局 〇〇運輸支局  
海事技術専門官(船舶検査官) 〇〇 〇〇  
海事技術専門官(船舶検査官) 〇〇 〇〇

<p>○添付資料 ・<u>プログラム検査依頼文書(写し)</u> (以下略)</p> <p>(別紙様式3)</p>	<p>平成 年 月 日</p> <p>プログラム検査結果報告書</p> <p>(指名元)</p> <p>(担当資格者)</p> <p>船舶区画規程に基づく「確率論による損傷時復原性」について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付にて担当資格者指名のあった下記<u>案件</u>について、プログラム検査を実施した結果、基準に適合していることを確認したので報告致します。</p>	<p>記 (表略)</p> <p>○添付資料 ・<u>プログラム検査依頼書(写し)</u> (以下略)</p> <p>(別紙様式4)</p>	<p>平成 年 月 日</p> <p>プログラム検査結果通知書</p> <p>(依頼元)</p> <p>(依頼先)</p> <p>船舶区画規程に基づく「確率論による損傷時復原性」について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に依頼のあった下記について、別添のとおり基準への適合を</p>
---	---	--	--

確認したことを通知する。	<p>確認したことを通知する。</p> <p>記 (表略)</p> <p>○添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•プログラム検査依頼書結果報告書(写し)</li> <li>•<u>調査書</u></li> </ul> <p>(以下略)</p>
--------------	---